

各

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」等について（通知）

「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 346 号）（別添参照）が、令和 8 年 9 月 15 日に告示され、同日から適用することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知についてよろしく御配慮願いたい。

記

1 改正の趣旨

厚生労働大臣は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「健康日本 21（第三次）」という。）を定めるものとされており、令和 5 年厚生労働省告示第 207 号をもって告示されている。

健康日本 21（第三次）においては、別表で設定される具体的な目標について、計画開始後 6 年（令和 11 年度）を目途に中間評価を、計画開始後 10 年（令和 15 年度）を目途に最終評価を行い、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の健康増進の取組に反映することとしている。また、中間評価及び最終評価の際に用いる比較値（以下「ベースライン値」という。）については、令和 6 年度までの最新値とすることとしている。

今般、令和 6 年国民健康・栄養調査の結果等を踏まえ、健康日本 21（第三次）の目標項目のベースライン値について健康日本 21（第三次）推進専門委員会では審議を行い、厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会（以下「栄養部会」という。）に報告の上、決定された。

また、ベースライン値の設定に合わせて、計画策定時に設定した目標値の見直しを行うこととし、栄養部会に報告を行った。

2 改正の内容

下記の目標項目について、健康日本 21（第三次）策定時に設定した目標値の改正等所要の改正を行う。

- ・ 他計画の目標を引用している項目で、計画策定時点で具体的目標値が未定であった項目（別表第2の2（2）④～⑥、（3）⑤～⑦）
- ・ 引用元の計画において目標値等が見直されている項目（別表第2の1（3）③、別表第3の2②、3②）
- ・ ベースライン値を確認後に具体的数値を設定することとしていた項目（別表第2の2（2）②③、別表第3の1②、別表第4の（2）③）
- ・ ベースライン値が既に目標値に到達している項目（別表第2の1（1）③、1（2）①、1（6）②）

3 ベースライン値について

栄養部会において見直しが了承されたベースライン値について、その具体的な数値は、栄養部会ホームページに掲載しているので、参照いただきたい。

（参考） 第61回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 資料2

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73636.html